著作権研究（連載 52）

令和の時代のスナップ撮影に必要なこと
～「オキテ」とアップデートのススメ～

佐々木広人（株式会社キュービック　エディトリアルデスク ゼネラルマネージャー／元『アサヒカメラ』編集長）

スマホやSNSの普及によって、多くの人が写真を日常的に楽しむようになりました。しかし、インターネット上で写真が公開されることが多くなると被写体の権利が社会で強く意識されるようになりました。肖像権は明確な基準がなく炎上騒動やトラブルが多く発生しており、「もはや街中でスナップ写真は撮れない」などという言葉も聞かれます。どうしたら良いのでしょうか？　『アサヒカメラ』編集長時代、写真に関わる諸権利の特集記事を通して問題を提起した、佐々木広人氏（株式会社キュービック エディトリアルデスク・ゼネラルマネージャー）に３回の連載で執筆していただきます。

（著作権委員会）

『アサヒカメラ』が「肖像権問題」を初めて取り上げたのは2016年秋のこと。月例写真コンテストの記事で掲載した作品がTwitterで炎上したことがきっかけだった。「変身」と題したカラープリント作品は、広い公園でカツラを被ろうとする男性やメイクに勤しむ女性らを撮影したスナップ写真。まさにコスプレイヤーが「変身」する前の様子を捉えたもの。とはいえ、肌を露出した人はなく、顔は識別できない程度だった。

ところが、読者の一人がTwitterに「こんなシーンは撮られたくないな」と投稿するや、作品やアサヒカメラへの批判が瞬く間に拡散。編集部には抗議のメールも寄せられた。批判の声をあげたのはコスプレの愛好家たちとみられるアカウントからの発信が多かったが、「撮影された本人」とみられる人物からの抗議はなく、発信も見当たらなかった。

だが、私がそれ以上に気になったのは、「批判の内容」だった。特に注目したのが「肖像権侵害だ（それは犯罪行為だ）」「こんな盗撮犯罪は許せない」という類の発言……すでにお察しの方も多いだろう。肖像権や盗撮犯罪の構成要件はもとより、定義や民事・刑事の違いもわからぬ人たちが声高に批判していたのだ。

●誤解と萎縮による負のスパイラル

『アサヒカメラ』の記事でも再三触れてきたが、「盗撮」には二つの意味がある。一つは辞書的な意味での「盗み撮り・隠し撮り」。これ自体が即座に犯罪行為になるわけではない。

もう一つはいわゆる「迷惑防止条例」が規定する犯罪行為としての「盗撮」だ。その構成要件は▽人を著しく羞恥させる、または不安を覚えさせる▽撮影対象が「通常衣服で隠されている」「下着または身体」▽「撮影した」または「撮影目的でカメラを差し向けた（設置した）」。駅や映画館で「盗撮は犯罪です」といったポスターを見たことがある人も多いだろう。それらはワイセツ目的の迷惑防止条例違反や映画の著作権侵害を想定しての警句であって、一般的なスナップ撮影とはまるで別物だ。とはいえ、盗撮という言葉が法律や条例という文脈とは無関係に、独り歩きしている現実が浮かび上がってくる。

「盗撮だ」ということで警察官が駆けつけてトラブルになった事例も枚挙に暇がない。しかも、この現場を目撃したというSNSユーザーの書き込みが話をややこしくする。盗撮や肖像権侵害で警察が来た、などと堂々と書き込むものだから、呆れてものが言えない。

その点、駆けつける側の元警察官の話は興味深い。

「110番通報されたら警察官は駆けつけざるを得ないんです。疑うのは迷惑防止条例違反と軽犯罪法違反。撮影者に写真を削除するようにお願いすることもあります」

まともな写真ならば削除要請するいわれはない。なぜお願いするのか？

「その場を丸く収めるため。問題がないと判断したら、警官だって早く戻りたい。いつ重大な事件が起きるかわからないからね」

警察官だって民事不介入の原則は百も承知なのだ。

こうした現場を目撃した人が、当事者どうしの詳細なやり取りを見て、かつ正しい法律知識をもって事の次第をSNSに書き込むならまだマシだ。だが、現実には無知と思い込みをもとに書き込んでしまう。誤解が拡散されることで、撮影者はますます萎縮せざるを得ないのだ。

SNSの時代は情報は玉石混交。「悪貨は良貨を駆逐する」の故事よろしく、情報の正確さよりも「声の大きい人」の情報が目立つ傾向にあることはみなさんもご存じだろう。そんな時代でスナップ撮影を行うためには、撮る側も撮られる側も法律・条例、肖像権を正しく理解することが必要だ――そんな思いを募らせ、肖像権問題の企画を進めることを決断したのだった。

●「街の人」肖像権侵害事件が与えた影響

それでも法律や条例の話は「刑事」だけに比較的わかりやすい。だが、肖像権侵害はそもそも判例が少なく、弁

護士によっても解釈が分かれやすい。今でも覚えているが、肖像権に関する取材を始めようとしたが、快く応じてくれる弁護士は少なかった。ようやくたどり着いたのが、みずほ中央法律事務所の代表弁護士・三平聡史さん。法律面での御意見番としてサポートしてもらうことで、一連の『アサヒカメラ』の肖像権、著作権、撮影マナー問題のシリーズ企画がスタートした。結果、３年以上にわたって名物企画として続くことになった。

長々と企画の経緯を綴ってしまったが、実はこうした経緯自体に、現在も続く「スナップ撮影の肖像権問題」が凝縮されていると言っていい。そもそも街のスナップ撮影で肖像権問題が真正面を論じた判例は極めて稀で、話題になったといえば、2005年９月に東京地裁で下された「『街の人』肖像権侵害事件」ぐらいだ。

歩行中の女性の全身を承諾なく撮影した写真がWEBサイトに掲載された。その後、トリミングされた写真がインターネットの掲示板に載ったことで女性に対する誹謗中傷の書き込みが急増。これを見た女性が撮影者とWEBサイトの運営者に対して慰謝料を請求したところ、東京地裁が肖像権侵害を認め、慰謝料の支払いを命じた――というのが事件の概要だ。この判決の反響は大きかったようで、写真界では「街のスナップ撮影で人物の顔が写ってしまうのはまずい」と委縮するムードが高まったという。だが、判決文を読むと、この事件特有の状況があったことがうかがえる。

まず、女性の衣服の胸元のデザインに「SEX」の文字があしらわれていたこと。そして、それを面白がった何者かが顔から胸元の範囲をトリミングして掲示板で「ネタ」にしたこと。事実、判決文でもこのデザインの特徴に触れ、「一般人であれば、撮影されることを知れば心理的な負担を覚える。撮影されたり、ウェブサイトに掲載されたりすることを望まない」という主旨の指摘をしている。

仮定の話にはなるが、もし衣服のデザインが違っていたら結果は大きく異なっていたかもしれないし、撮影者に「一定の配慮」があれば掲載を回避できたかもしれない。

●撮影者に必要なオキテとアップデート

実はこの「一定の配慮」こそが、スナップ撮影において最も重要だと私は考えている。

週刊誌が被告の法廷での様子を隠し撮りした写真を掲載して肖像権侵害の有無が争点になった裁判。この最高裁判決（2005年11月）では、肖像権侵害の基準は「被撮影者の人格的利益の侵害が、社会生活上受忍の限度を超えるか否か」だとしている。ひっくり返して考えれば、撮影者が被写体側の受けとめ方を想像できるかどうかが重要だというわけだ。

とはいえ、想像力には個人差がある。法廷闘争はもちろん、いたずらに批判されるのも避けたい人も多いはず。そこで指摘したいのが、『アサヒカメラ』2016年11月号の記事で言及した被写体側の「オキテ」の存在。コスプレイベントや祭事などでは、撮影に関する暗黙のルールのようなもの（オキテ）が存在する。記事ではこうした存在を把握し、被写体となり得る人たちと上手に折り合いをつけながら撮影することを推奨した。これを「一定の配慮」と言い換えてもいいだろう。

面倒くさく感じる人もいるだろう。だが、他ジャンルの撮影を想像してほしい。たとえば、動物や風景の撮影では、生態や環境について事前に把握することも多いはず。いわば、いい写真を撮るために相手を知るという「お作法」だ。街のスナップであれば、街の歴史や人々の生態、暮らしを知る、あるいは当事者的に飛び込んでみる。見方を変えれば、撮影マナーにも通ずる話と捉えることもできよう。

こうした見立てには異論があるかもしれない。逆に「オキテ」を無視して、時に街と「敵対」しながら衝撃的な瞬間を追い求めたい人もいるだろう。だが、そういう人は炎上覚悟で臨むしかない。一般市民にとっての写真のメジャーな「主戦場」は、今やSNSをはじめとするインターネット空間に変わったのだから。

かつての主戦場は紙媒体で購入しないと読めないという点で閉鎖的だったが、そんな時代はとっくに過ぎ去った。今や雑誌や写真集、写真展はSNSなどの告知・宣伝を抜きにして集客するのは困難だ。確かに現代の表現空間は炎上と背中合わせというリスクはある。それでも写真の素晴らしさを伝えたいのであれば、多少なりとも適応するのが望ましいのではないか。

時代を撮ろうとする者は時代を知ってこそ撮ることができるだろう。その意味で今の時代のスナップ撮影に必要なのは、撮影者の知識と感性のアップデートだと思う。SNSなどの仕組みを知るだけでなく、市民意識の変化、ジェンダーを始めとする人権意識やコミュニティーの在り方……ソフト・ハードの両面で「現代」を知る努力が必要。さもなくば作品を世に送り出し、共感してもらうことは極めて困難な時代になった。それが「令和」の写真表現の「お作法」だと私は考えている。

佐々木広人（ささき・ひろと）
株式会社キュービック　エディトリアルデスク・ゼネラルマネージャー／株式会社アーク・コミュニケーションズ取締役／専修大学講師／一橋大学卒。リクルートを経て朝日新聞社に入社。『週刊朝日』副編集長、『アサヒカメラ』編集長、「AERA dot.」編集長、雑誌本部長などを務め、2021年７月に退社。『アサヒカメラ』の肖像権や著作権の特集が話題に。2012年新語・流行語大賞大賞トップテンを受賞した「終活」の発案者でもある。